

# 犬の飼い主のみなさんへ

♥はじめに畜犬登録を!  
(マイクロチップも)  
♥毎年狂犬病予防注射  
を受けてね!

最後まで、  
愛情と責任を!

## ① 犬は必ず畜犬登録しましょう

- 「鑑札」または「マイクロチップ装着証明書」が大切な身元証明です。鑑札は首輪につけてマイクロチップ番号は手元に控えてください。
- 販売される子犬はマイクロチップ装着が義務づけられます。購入した飼い主は所有者変更、犬の名前等を入力してください。



日本獣医師会のホームページはこちら⇒

## ② 毎年狂犬病予防注射を受けましょう

- 動物病院または集合注射会場で予防注射を毎年受けましょう。登録されている畜犬台帳に毎年の注射履歴が記録されます。
- 「注射済票」は大切な証明です。飼い犬の首輪につけておきましょう。

## ④ 飼い主の変更届・死亡届を忘れずに

- 市内転居・犬名等変更・死亡等の場合は、市に届け出てください。市外転居の場合は、転居先の市区町村に届け出てください。
- マイクロチップ装着した犬は日本獣医師会のホームページにて変更登録をしてください。

## ③ 飼い犬の譲渡について

- 飼い犬を譲渡する場合は、新しい飼い主に「鑑札」または「マイクロチップ装着証明書」を渡してください。新しい飼い主はお住まいの市町村に速やかに届け出てください。

## 狂犬病は死に至る怖い病気です。狂犬病侵入の「防波堤」になりましょう。

日本国内において人は1956年、動物では1957年を最後に狂犬病は発生しておりません。しかし、海外では人が亡くなる発症例が数多くありますので、日本への侵入と病気の拡散防止のために、飼い犬には必ず「狂犬病予防注射」を受けましょう。

問い合わせ 市民生活部 環境政策課 環境保全係 TEL0244-24-5313  
小高区 市民総合サービス課 TEL0244-44-6713  
鹿島区 市民総合サービス課 TEL0244-46-2113

# 犬の飼い方のマナーを守りましょう

## 1 散歩中のフンなどは必ず後始末を

エチケット袋などを使って、責任をもってきれいにしてください。



## 2 家でも外でも放し飼いは禁止です

犬はつなぐか柵で、勝手に外に出ないようにしましょう。散歩中や公園などで、リードを放すのも禁止です。

## 3 外ではリードを必ずつけましょう

散歩は2メートル以内のリードなどをつけて、犬を制御できる人が散歩させましょう。

## 4 飼い犬が人などをかんだり、かまれたりしたら届け出を

飼い犬が人や他の動物をかんだ場合や犬にかまれた場合は、速やかに福島県動物愛護センター「はぴまるふくしま」相双支所（TEL 0244-26-1351）に連絡してください。

## 5 飼育環境は清潔に、炎天下などの暑さと冬の寒さの対策を

家族の一員として、最後まで責任を持って世話をしましょう。また、適度な散歩や給餌・給水とともに、健康管理にも留意しましょう。

## 6 犬の鳴き声で近隣に迷惑をかけないように

飼い犬は、人間との社会生活を楽しんで送れるようしつけをしましょう。また、近所の方々のことを考え、鳴き声や悪臭などで迷惑をかけないように注意しましょう。

## 7 避妊または去勢手術を

行き場のない命を生み出さないため、必要のない場合は避妊・去勢手術をしましょう。

## 8 迷子札等で所有者の明示を

雷に驚いたり、扉の閉め忘れ、突然の災害などで迷子になることがあります。万が一に備え、飼い主の連絡先を書いた迷子札や鑑札を首輪につけるか、マイクロチップを装着しましょう。また、ペットがいなくなったら、左記4の福島県動物愛護センターへ連絡しましょう。

## 市民の希望者に犬のマナー啓発看板を配布しています。

\* 他人の所有地等に掲示する場合は、必ずその管理者から承諾を得てください。

### ※問い合わせ

環境政策課 環境保全係  
小高区市民総合サービス課  
鹿島区市民総合サービス課

### マナー啓発看板（例）

